

児童虐待に関する学校の取組について

岐阜県教育委員会学校安全課

	早期発見	早期対応	連携・協力
法 律	<ul style="list-style-type: none"> 学校及び教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める。 (児童虐待防止法第5条第1項) 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、市町村、児童相談所等に通告する。 (児童虐待防止法第6条第1項) 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会、児童相談所等が、必要に応じて相互の会議に出席、協力するなどして、日常的な連携の強化を図る。 (児童虐待防止法第4条1項、第5条2項) 学校、教育委員会は要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。(児童福祉法第25条の2)
通 知 等	改正児童福祉法等の規定の取扱いについて 平成28年12月28日付け28文科生第676号 文部科学省通知より		
	<ul style="list-style-type: none"> 教職員等一人一人の意識向上を図り、学校全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校が要支援児童等と判断した場合は、学校から市町村に相談し、情報提供を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会と連携するとともに、個別ケース会議に積極的に参加すること。
	学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について 平成30年7月20日 30文科初第601号 文部科学省等連名通知より ◆児童虐待防止法第13条の4の規定に基づく基本的な考え方を示した指針		
	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な情報提供の対象児童、頻度・内容、依頼の手続、機関(学校・保育所等を含む。)間での合意、方法等について示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の対応、情報提供を受けた市町村等の対応について、児童虐待防止法第13条の4の規定に基づく基本的な考え方を示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校・保育所等から市町村が定期的な情報提供を行うに当たって、個人情報の保護に対する配慮等について示されている。
	「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の決定について 平成30年7月27日 30文科生第332号 文部科学省通知より		
	<ul style="list-style-type: none"> 虐待を発見するポイントや発見後の対応の仕方について教職員の理解を一層促進するため、児童虐待防止に係る研修を実施すること。 体罰に依存しない育児が推進されるよう、「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」(別添5)等の啓発資料の周知・活用等に取り組むこと。 校務分掌に児童虐待対応を位置付け、学校における児童虐待防止対策に係る担当者を明確化。また、スクールソーシャルワーカーの配置を推進すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待を受けたと幼児児童生徒を発見した場合、速やかに市町村、児童相談所等に通告する義務あり。この際、虐待事実が明らかでなくとも一般的に児童虐待が疑われる場合、通告義務が生じる。法の趣旨に基づくものであれば、その通告が結果として誤りであったとしても、刑事上、民事上の責任を問われることはない。また、保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないこと等を改めて学校に周知すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止に係る関係機関との一層の連携・協力の強化に向け、市町村、児童相談所等の担当者との間で、児童虐待通告、情報提供、緊急時の対応等について通告時の連絡先、提供する情報の内容及び対応の手順を確認すること。
平成30年度「児童虐待防止推進月間」の実施について 平成30年10月31日 30受文科第48号 文部科学省通知より			
<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の心身の観察、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる主体的活動、教育相談、健康診断を通じて、児童虐待の疑いの有無について点検を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合は、速やかに、市町村、児童相談所等に通告すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止に係る関係機関との一層の連携・協力の強化に向けて、通告時の連絡先、提供する情報内容及び対応の手順を確認すること。 	
会 議	<ul style="list-style-type: none"> 子相との合同会議(各教育事務所と各子相による連絡協議会) H30, 5, 18 実施 		
研 修	<ul style="list-style-type: none"> 校長・教頭研修会、生徒指導主事研修会、養護教諭研修会、校内研修会等 		
研修資料	<ul style="list-style-type: none"> 研修教材「児童虐待防止と学校」(文科省) ・「養護教諭のための児童虐待対応の手引」(平成19年10月 文部科学省) 「子どもの笑顔を守るために」(平成21年2月改訂版 岐阜県) ・「子どもの笑顔を守りたい」(平成25年5月 岐阜県教育委員会) 		
専門家 の活用	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラー(心理に関する高度な専門的知見を有する者)による見立てや援助等 スクールソーシャルワーカー(ソーシャルワークの価値・知識・技術を基盤とする福祉の専門家)による見立てや援助等 		